

地域こども体験学習事業 利用団体 各位

台風等気象状況、その他による
「事業実施の中止・延期について」

本年度は当事業への利用申込み、ありがとうございます。

さて、こどもの活動については、台風などの気象状況その他の事由により、こどもの安全を考え、事業を中止する場合がございます。下記のとおり対応していきたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記



1、事業を中止する事由

- (1) 台風などにより暴風警報が発令されている場合
(光化学スモッグ予報が発令されている場合・屋外中止)
- (2) インフルエンザなど感染症が発生し、当該学区で学級閉鎖している場合
(ただし、実施の最終判断は団体・グループにまかせる)
- (3) その他、事務局が中止もやむを得ないと判断した事由が発生した場合

2、事業中止の決定について

- (1) 台風などにより暴風警報が発令されている場合や、
光化学スモッグ予報が発令され、屋外で実施の場合など

◇午前のプログラム

午前7時の時点またはプログラム開始時点までに暴風警報が発令された時。

⇒中止の場合、午前9時に事務局スタッフより利用団体に対して、中止について確認の連絡をいれます。

◇午後のプログラム

午前10時の時点またはプログラム開始時点までに暴風警報が発令された時。

⇒中止の場合、午前10時に事務局スタッフより中止について確認の連絡をいれます。

- (2) インフルエンザなど感染症の発生などによる当該学区で学級閉鎖の場合など

◇一週間前から前日までに団体より事務局に連絡があり、中止することが妥当と事務局が判断した時点で、講師あてに中止についての連絡をいれます。

※当日の中止はありません。

(3) その他、事務局が中止もやむを得ないと判断した事由が発生した場合

◇その他事由が発生し、事務局で中止することが妥当と判断した時点で、利用団体及び講師あてに、中止についての連絡をいれます。

3、事業延期の調整について

- ①当初の事業実施予定日から1ヶ月以内で、再度、団体と講師および事務局間で延期のための日程調整を行います。連絡業務は事務局側から行います。日程調整の結果、1ヶ月以内に延期日を設定することができない場合は、提供は行いません。
- ②団体側の都合によるメニューの変更は、原則受け付けません。ただし、会場確保できなかった場合についてのみ、変更を受け付ける場合があります。
- ③講師側の都合により、同メニューでの提供ができなくなった場合に限り、団体の了解を得て、変更して提供する場合があります。

4、その他

上記事由発生時の緊急対応に備えて、とくに夏季～秋季には、申し込み団体及び講師と事務局の三者で、緊急連絡をとる場合が予想されます。窓口担当者の方は、団体のスタッフ間や参加予定者と常に緊急連絡がとれるような体制作りをお願いします。

事務局からの連絡は、原則下記事務局より行いますが、場合によっては、スタッフの個人の携帯などから連絡させていただく場合がございます。個人情報の管理には万全を期しますが、あらかじめご了承下さい。



【地域こども体験プログラム 事務局】

(一財)大阪市教育振興公社 総務部 青少年事業課

電話 06-4963-3254

FAX 06-6263-1444

メール kodomo-kirakira@kyoiku-shinko.jp

※新型インフルエンザによる事業中止等については、状況に応じて対応を検討し、個別に通知いたします。

※計画停電など、あらかじめ予想される事態についても、同様に、通知いたします。